

## 近年の農業協同組合関係の独占禁止法の法的措置の事案

公正取引委員会  
審査局管理企画課

事案の概要	関係法条
<p>農業協同組合Aは、こねぎの販売受託に関し、個人出荷を理由として特定銘柄のこねぎの生産部会を除名された5名に対して、特定銘柄のこねぎに係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を行っている。</p> <p>(平成30年2月23日・排除措置命令)</p>	<p>独占禁止法第19条 (一般指定第4項〔取引条件等の差別取扱い〕)</p>
<p>農業協同組合Bは、なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。</p> <p>① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。</p> <p>② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料(農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%)について、自らの販売事業の経費(農協職員の人件費等)に充当していた。</p> <p>③ 支部園芸部の定めた罰金等を收受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。</p> <p>(平成29年3月29日・排除措置命令)</p>	<p>独占禁止法第19条 (一般指定第12項〔拘束条件付取引〕)</p>